

★★

消費生活ほっとニュース 第65号 令和3年8月10日発行

★★

◇◆INDEX◆◇

特定商取引法が改正されました！

～令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!～

■□=====■□

1. 特定商取引法が改正されました！

注文していないのに、あなた宛てに届いた商品は・・・令和3年7月6日以降、
一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になりました！！

《売買契約に基づかないで送付された商品に関する Q&A》

Q1. 令和3年の特定商取引法改正によって、売買契約に基づかないで送付された商品に関するルールはどのように変わるのででしょうか。

